

地域コミュニティの取組に関する調査（北九州市）

平成25年1月

○北九州市の概要

人口	970,760	人
世帯数	425,494	世帯
小学校区数	130	校区
自治会等名称	自治会・町内会	
自治会等数	2,890	
自治会等加入率	72.4%	
行政区長委嘱制度	なし	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	校区コミュニティ（小学校区単位）	

○北九州市の取組

担当 部 局	市役所本庁	<p>市民文化スポーツ局市民部地域振興課コミュニティ活動支援係。</p> <p>係長1名、職員3名。小学校区単位のまちづくり協議会、地域づくり、自治会加入促進、地縁団体の認可、集会所補助等を担当している。</p>
	各区役所	<p>コミュニティ支援課。係長2名及び、大規模区役所では職員2名、小規模区役所では1名。コミュニティ担当係長がまちづくり協議会や市民センターなどを、コミュニティ支援係長が自治会を担当している。区役所職員が校区担当者として、まちづくり協議会の補助金申請事務等について支援を行っている。</p>
	本庁と区役所の関係	<p>まちづくり協議会の相談対応や後述する地域総括補助金の申請指導、当該補助金の支出事務は区役所が行い、市の全体的な制度設計や各種調整は本庁が行う。</p>

小学校区単位の「まちづくり協議会」による取組

近年、これまでの一律的な行政の施策では対応できない様々な地域課題を解決するため、住民が主体となり、地域の実情に応じた地域づくり・まちづくりを進めていくことが重要になっている。しかし、地域コミュニティの現状を見ると、地域社会との関わりの必要性を感じない人が増えている等、個人の意識の変化により、活動の担い手が不足していることや家庭内で解決できなくなってきた子育てや高齢者の見守り等が新たに地域の活動に加わり、負担が増加していることなどから、地域コミュニティの形成と活動が難しくなっている。

このことから本市では、平成5年に「高齢化社会対策総合計画」において地域団体による、小学校区を単位とした「地域福祉のネットワーク」を構築し、住民の福祉、コミュニティ、生涯学習活動等の「拠点」を設置することが提言された。

そのため、平成6年度から小学校区を基本として、地域づくりの活動拠点となる「市民福祉センター」の整備を進めるとともに、地域づくりの活動主体として校区の自治会や社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、学校などの地域団体で地域の実情に応じて構成する「まちづくり協議会」の設置を促進してきた。

また、平成16年度から、住民主体の地域づくりをさらに促進するため、機能的な部会の設置等により、まちづくり協議会の組織を充実させ、市各局が事業ごとに交付している補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する地域総括補助金を導入など、「新たな地域づくり」の取組を各まちづくり協議会に提案している。

以上の経緯については、新任のまちづくり協議会の役員などは詳しく知らない場合もあるため、冊子を毎年更新し、配付している。

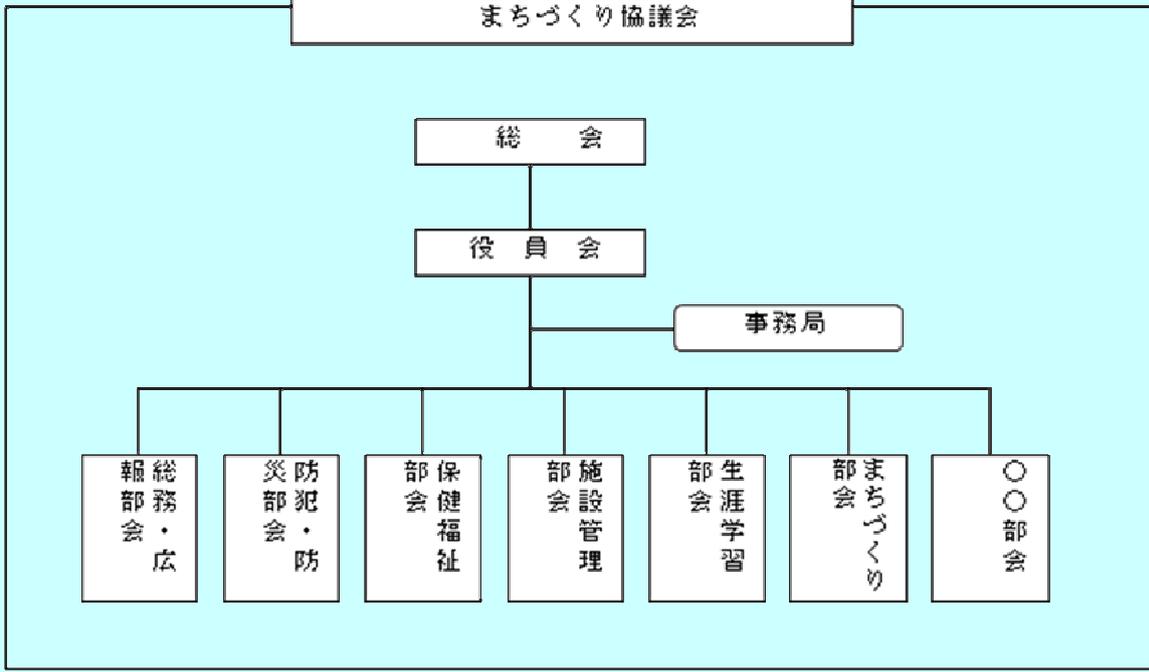
まちづくり協議会の設置は、市内一斉にというわけではなかった。市民センターの管理がまちづくり協議会の重要な仕事であるため、市民センターが造られる校区にまちづくり協議会を設立していった。市民センターの管理やまちづくり協議会設立の趣旨などに関する区役所の説明は、専ら自治会長、町内会長に行い、「市民センターを拠点に、小学校区を中心とした地域づくりをしていただきたい。設立にあたっては、自治会、社会福祉協議会、環境団体、消防など縦割りでない連合組織を作ってセンターの運営をしながら地域づくりをしていく。」と説明した。

取組の概要

取組の経過

- ・平成5年度 「高齢化社会対策総合計画」において地域団体による、小学校区を単位とした「地域福祉のネットワーク」の構築が提言された。
- ・平成6年度 本計画に基づき「市民福祉センター」の整備、「まちづくり協議会」の設置をはじめめる。
- ・平成16年度 平成15年度にまちづくり協議会と市民福祉センターのあり方を検討し、まちづくり協議会の組織充実のため新たな取組をはじめめる。
 - ・地域総括補助金制度の創設
 - ・市民福祉センターを「市民センター」に改称
 - ・より多くの地域団体の参画や部会制の導入等、まちづくり協議会の運営を充実

〇まちづくり協議会の概要

名称	まちづくり協議会	設置数	136
設置根拠規程	なし		
組織概要	<p>小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会、老人クラブ等の地域団体や学校、企業、行政機関等、地域の実情に応じて様々な団体で構成されている。</p> <p>部会をつくり、地域の各種団体が概ねその活動内容に関係のある部会に入っている。</p> <p>NPOやボランティア団体も既存の自治会と同様に、まちづくり協議会に参加している。</p> <p>まちづくり協議会の役員は地域で選出され、基本的にはボランティアとなる。</p> <p>事務局は、どのまちづくり協議会でも設置しているが、市としては、モデル規約に事務局長について示しているのみである。事務局の位置づけや場所について触れていないので、場所もまちづくり協議会によって違う。市民センター内に事務局用スペースもない（作業エリア程度はある）。自前の公民館や集会所を活用しているケースもある。事務局長や事務局員との雇用関係はなく、基本的にはボランティアである。</p>		
地域づくり計画の策定	<p>まちづくり協議会に対する地域総括補助金の導入を進めており、補助項目の1つとして、地域づくり計画の策定や地域の課題解決を図る活動に対して助成する校区まちづくり支援事業を設けている。</p>		
組織図	 <pre> graph TD A[まちづくり協議会] --- B[総会] B --- C[役員会] C --- D[事務局] C --- E[総務・広報部会] C --- F[防犯・防災部会] C --- G[保健福祉部会] C --- H[施設管理部会] C --- I[生涯学習部会] C --- J[まちづくり部会] C --- K[〇〇部会] </pre>		
拠点施設	<p>小学校区単位を基本に、市民センターを1箇所ずつ整備しており、日常的な市民センターの管理運営業務（使用料金の徴収など）をまちづくり協議会に委託している。</p> <p>各センターには、市の嘱託職員である館長を置いている。また、センターの事務職員はまちづくり協議会で雇用している。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">予算額等</p>	<p>活動財源としては以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域総括補助金 ・古紙回収奨励金 ・その他（バザー収益、加入団体負担金、企業協賛金等） <p>※人口など校区の規模、地域の特性、地域総括補助金の導入の有無などにより、各まちづくり協議会の予算額や活動財源は一律ではない。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業内容</p>	<p>【市民センターの日常的な管理運営業務】</p> <p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや介護予防等の「保健福祉活動」 ・生活安全パトロールや防災訓練等の「防犯・防災活動」 ・文化、スポーツ活動等の「生涯学習活動」 ・あいさつ運動や見守り活動等の「青少年健全育成活動」 ・公園・河川等の清掃や古紙回収などのリサイクル活動等の「環境美化活動」 <p>等</p> <p>※その他にも地域課題の解決のために様々な活動に取り組んでいる。</p> <p>【「校区まちづくり支援事業」（後述の総括補助金の1メニュー）の対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵校区「大蔵流・まちづくり土曜大学」 地域課題の共有化や相互理解を図り、まちづくり指導者の発掘のための研修を行う。 ・富野校区「二分の一成人祭」 10歳の子どもたちを市民センターに招き、保護者や地域の人とお祝いし、20歳の成人式に向けた作文を書かせたりする。世代間交流と、団塊世代のボランティアとしての活動の場の拡大を図る。地域、市民センターへの親近感を期待している。 ・枝光校区 大学と連携したレモンロード（市道にレモンの木を植えて管理）や空地の菜園化などに取り組んでいる。もともと学生も巻き込み活動が盛んである。 ・松ヶ江北校区 休耕田で子どもが農作業する取組など、地元の子どもが農家と触れ合う機会づくり。 ・高須校区 戸建住宅の開発で外部からの移住者が多く、古い自治会機能が弱いので、まちづくり協議会主導で「ふるさと縁（えにし）」というイベントで新規住民の融和を図る。昔からの自治会がしっかりしていると、まちづくり協議会がそれを超えるのは難しい。 ・曾根校区「そねっ子クラブ」 文部科学省から放課後授業の取組で表彰され、土曜日にも子ども向けに野外授業など。（※市の補助事業ではない。）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組にあたって</p>	<p>【地域課題の把握】</p> <p>住民の意見は、町内会に入ってもらって、町内会を通じてまちづくり協議会に伝えてもらう。個人で意見を言ってもかまわない。積極的に住民の声を拾うなど、まちづくり協議会へ参加してもらう仕組みづくりは必要である。</p> <p>自治会や各種団体から入ってくる情報を各部会でうまく活用していく。例えば、防犯団体のみの情報も、まちづくり協議会の防犯部会で広範囲に共有すれば青少年団体等にも提供できて、それが効果的な活動につながる。</p> <p>【NPOとの連携について】</p> <p>NPOとの連携について、まちづくり協議会にアンケート調査を行った。しかし、「連携している」と回答していても程度の差がある。NPOに否定的な意見もコミュニティにはやはり多い。まちづくり協議会の取組は幅広いが、NPOの取組は限定的で、どうしてもカネの話になる、など。うまく連携している事例もなくはないが、まだあまり進んでいないと言える。</p> <p>地域コミュニティであるまちづくり協議会がNPOの力を借りるのはよいので、市では2月に両者のマッチングの機会を作るほか、きっかけづくりには力を入れて取り組んでいく。</p>

○行政の支援

財政的支援	<p>【地域総括補助金】</p> <p>地域が一体となった住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市各部局が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化して、まちづくり協議会に交付。（1校区あたり平均300万円。平成24年度までに統合した補助金は14項目となった。）</p> <p>使途としては、補助金の使途を協議会で話し合うことにより、各団体が互いの事業内容を理解し、協力を進めるきっかけになっている。</p> <p>【その他】</p> <p>地域総括補助金のほかにも、環境、保健福祉、生涯学習活動など様々な分野で、各部局が補助金等の交付を通して、地域活動を支援している。</p> <p>「古紙回収奨励金」は、地域活動に充当できる。まちづくり協議会が地域全体で行えば、町内会での場合と比べ、古紙1キロあたりプラス2円交付される。</p>
その他の支援	<p>【まちづくり専門家派遣事業】</p> <p>まちづくり協議会から、まちづくりについての学習など希望があれば、市から専門家を派遣する。市で登録している人を選んでもらうパターンと、希望する人材を申告してもらうパターンとがある。市が関連経費のうち3万円を助成している。</p> <p>【自治基本条例について】</p> <p>平成22年10月1日施行。地域の各種団体への市民の関わり方や、コミュニティへの市の支援などを規定している。</p>

○取組の効果

<p>地域では、高齢者や児童の見守り活動は、社会福祉協議会、PTA、補導員等が個別に行っていたが、校区の取組として連携して行うことにより、より効果的に実施できるようになった。普段の買い物や散歩を子どもの見守りや防犯パトロールにつなげる取組も行われている。</p> <p>地域防犯の取組も防犯団体のみより、まちづくり協議会で取り組めば、青少年関係団体や老人会等にも広がり、参加者数も増えて個々の負担感も減る、と言う会長もいる。校区の一体化にも貢献している。</p> <p>また、従来はひとつの団体が毎月定例日に清掃活動を行っていたが、まちづくり協議会の部会を中心に毎月日曜日に行うことで、子どもたちも参加できるようになった。各家庭からゴミを拾いながら市民センターに集まり、そこで会合を行う形で実施している。</p> <p>校区で広範囲な活動ができてきて、市の狙っていた活動ができつつある。</p> <p>まちづくり協議会ごとに、特色ある活動も生まれてきた。センターを拠点とした地域づくり活動ができてきている。「よかった」という会長アンケートの意見もある。</p>
--

○今後の課題・展望

人材育成	<p>【地域のリーダーや実務を担う人材の発掘・育成】</p> <p>ある校区では、還暦の方々を対象に市民センターで講演会や昼食会を開催し、その際にまちづくり活動への参加を呼びかけている。</p> <p>また、ある区役所では、参加者を一般から募集し、市の施策説明会で市職員が講師となって地域づくり等について説明することで、地域への関心を高めてもらうような取組を行った。</p> <p>企業によっては、自社の退職予定者向けにセミナー等を開催しているところもあり、理解が得られれば、専門家等が出向き、地域づくりへの参加を訴える取組を行った。</p>
------	--

自治会加入促進	<p>【自治会加入促進（人材確保）】</p> <p>住民アンケートでは、まちづくり協議会の活動に参加する時間のない人、活動している人を知らない人、が多い。地域に愛着があって貢献したい人は8割はいる。高齢者の単身世帯は、地域での活動、役ができないので、自治会をやめていく。共働き世帯の増加も、時間がないという声につながる。自治会においては、そういう人たちでも入れる組織づくりが必要である。</p> <p>季節の定型的なイベントだけではなく、地域ニーズに合った魅力的な活動をする必要がある。その活動への参加者を増やすことが加入促進につながると考えている。</p> <p>【職員の自治会加入や自治会活動について】</p> <p>市全体の自治会加入率は72%だが、市職員に限ってみると83%である。所属長面談で職員の加入非加入をチェックしたり、入らない理由をヒアリングしたりしている。</p>
まちづくり協議会の取組	<p>自治会や社会福祉協議会がやってきたことと、まちづくり協議会の取組が重なっている。自治会が機能してきたところでは特にそうである。まちづくり協議会でイベントなどを実施するが、どうしても地域に合わない内容だったりする。</p> <p>また、頑張っているところとそうでないまちづくり協議会で差がある。体力のある地域とない地域がある。</p>
今後の方向性	<p>地域のコミュニティづくりをまちづくり協議会主体となってやってもらえるよう市としてこれからも応援していきたい。</p> <p>【平成25年度の予定等】</p> <p>平成23年度に自治会加入促進の事例集を作ったが、25年度には、加入促進にこだわらず魅力的な活動をしている自治会の活動事例集を作る予定である。</p> <p>平成24年度に小学4年生以上向けに副読本を作った。これを25年度、全小学校に配付する。対象を変えて子ども向けに働きかけることも考える。子ども経由で親へ伝わる。</p> <p>25年度の予定として、ほかに、自治会加入促進についての補助（単位自治会向け）制度を検討中である（枠組みは未定）。自治会レベルでは加入促進をやっていない。例えば、防災マップの配布による加入促進、既存の活動への味付けなどに活用してもらおう。モデル的補助ではあるが、それを次の加入促進の流れにつなげたい。自治会加入者が増えれば、まちづくり協議会に関わる人も役員候補者も増えると考えている。</p> <p>このほか、人材育成セミナーも25年度に実施する予定である。</p> <p>また、自治会の下に約3万ある班や組向けの活動マニュアルを作成する予定である。「加入促進→人材確保→確保した人材にマニュアル→活動レベルアップ」という流れができればよい。</p>
その他	<p>まちづくり協議会の組織や運営の強化を図る上での独自財源の確保</p>